六　特許権等（第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十六条の九の二第二項第二号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併により被合併法人

第六十六条の九の四第一項第四号に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人

第六十六条の九の四第四項

課税済金額とみなす

課税済金額（同項第二号に規定する課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）とみなす

第六十六条の八第六項第一号

個別課税済金額

個別課税済金額（第六十六条の九十三の四第四項第二号に規定する個別課税済金額をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）

第六十六条の八第六項第二号

第六十六条の六第一項

第六十六条の九の二第一項

第六十六条の八第七項

前項又は第六十八条の九十二第六項

第六十六条の九の四第六項において準用する前項又は第六十八条の九十三の四第六項において準用する第六十八条の九十二第六項

第四項の

第六十六条の九の四第四項の

前項の

同条第六項において準用する前項の

同条第六項

第六十八条の九十三の四第四項において準用する第六十八条の九十二第六項

同条第四項第二号

第六十八条の九十三の四第四項第二号

第六十六条の八第十四項

第一項から第三項まで及び第八項から第十項まで

第六十六条の九の四第一項から第三項まで

第六十六条の八第十五項

第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定の

第六十六条の九の四第一項から第三項までの規定の

前項

同条第六項において準用する前項

第一項から第三項まで及び第八項から第十項までの規定を

同条第一項から第三項までの規定を

第六十六条の八第六項

内国法人が適格合併

第六十六条の九の四第五項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7　特殊関係株主等である内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5　前項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十六条の九の三第一項中「内国法人が前条第一項」を「内国法人が、前条第一項又は第四項」に、「のうち当該」を「のうち、当該」に、「金額は」を「金額又は当該特定外国法人の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は」に、「（特定外国法人の課税対象金額」を「（特定外国法人の課税対象金額等」に、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額等」に改め、同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、「場合」の下に「又は当該特定外国法人の同条第四項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合」を、「当該個別課税対象金額」の下に「又は当該個別部分課税対象金額」を、「の課税対象金額」の下に「又は部分課税対象金額」を加え、同条第三項中「内国法人が」を「内国法人が、」に改め、「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」を加える。

第六十六条の九の四第一項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「第四項まで」を「この条」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人に係る特定外国法人」を「外国法人」に、「当該特定外国法人」を「当該外国法人」に、「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「「次項」の下に「及び第三項」を加え、「、当該剰余金の配当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、同条第七項中「第二項前段の」を「第二項前段又は第八項前段の」に改め、「第六十六条の九の四第二項前段」の下に「又は第八項前段」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第七項若しくは第九項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第六十六条の八第五項から第八項まで」を「第六十六条の八第六項、第七項、第十四項及び第十五項」に改め、「第三項まで」の下に「及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、同項の表を次のように改める。